



2019年1月28日

各 位

会 社 名 霞ヶ関キャピタル株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 河本 幸士郎
(コード番号：3498 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取締役最高管理責任者 鈴木 健仁
(TEL. 03-5510-7653)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、2019年1月28日開催の取締役会において、2019年4月下旬から5月中旬にかけて開催予定の臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）の招集及び招集のための基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 臨時株主総会に係る基準日設定について

当社は、本臨時株主総会において、議決権を行使することができる株主を確定するため、2019年2月28日（木曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その権利を行使することができる株主といたします。

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 基準日 | 2019年2月28日（木曜日） |
| (2) 公告日 | 2019年2月12日（火曜日） |
| (3) 公告の方法 | 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。） |

<https://kasumigaseki.co.jp/>

2. 本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案等について

当社の事業領域の拡大または事業内容の多様化に対応するため、事業目的の追加（貸金業、第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業）に係る定款の一部変更に関する議案を付議する予定です。なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

以 上